

第二十六回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第二十一号

昭和三十三年三月二十九日(金曜日)

午後零時二十九分開議

出席委員

- 委員長 山本 幸一君
- 理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
- 理事小山 長規君 理事高見 三郎君
- 理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君
- 理事横銭 重吉君

- 大平 正芳君 奥村又十郎君
- 川島正次郎君 吉川 久衛君
- 杉浦 武雄君 竹内 俊吉君
- 内藤 友明君 古川 文吉君
- 坊 秀男君 前田房之助君
- 山村新治郎君 山本 勝市君
- 有馬 輝武君 井上 良二君
- 石野 久男君 石村 英雄君
- 井手 以誠君 春日 一幸君
- 神田 大作君 久保田鶴松君
- 田万 廣文君 竹谷源太郎君
- 横山 利秋君

- 出席國務大臣 中村 梅吉君
- 法務大臣 神田 博君
- 厚生大臣 田中伊三次君
- 國務大臣 宮川新一郎君

- 出席政府委員 大蔵政務次官 足立 篤郎君
- 大蔵事務官(主計局長) 宮川新一郎君
- 大蔵事務官(主税局長) 原 純夫君

- 委員外の出席者 総理府事務官 鎌田 要人君
- (自治庁税務部 市町村税課長) 山下 武利君
- 大蔵事務官(主税局長) 山下 武利君
- 税務局長(部長) 榎木 文也君
- 専門員 榎木 文也君

三月二十八日
塩専売法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二六号(予))
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
とん税法案(内閣提出第一五号)
特別とん税法案(内閣提出第一六号)
特定多目的ダム建設工事特別会計法
案(内閣提出第七四号)
税制に関する件

○山本委員長 それではこれより会議を開きます。

とん税法案及び特別とん税法案の両法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 昨日とん税及び特別とん税についていろいろと質問いたしましたわけですが、なお問題が解決をいたしませんので、あらためて質問をいたしたいと存じます。

きのう申し上げましたように、本件は、そもそもさかのほれば造船利子補給の打ち切りから始まっておるように思われ、それが、それを今特に言うつもりはございません。しかし、少くとも今日港湾の発展のために努力いたしております地方自治体や、あるいは港湾管理者のために、この法案を策定するに当って十分な配慮がされなかつたことは、きわめて遺憾にたえなかつたことと存じます。少くとも国税を五円を八円にすることが国税自体としての目的でなくして、特別とん税と合せて総額十八円にするために、国税を五円を八円にするというのであります

から、こういう不必要なことをなさる必要はない。従って、きのうから言っておりますように、せめて国税は百歩を譲って現行通り五円にして、そうして余る三円は、今日開港市の市町村に少いながら分けて、それを市町村の財源にするように措置したらどうかという点については、私は今なお譲る意思がないのであります。政府側としても、その点についていろいろと審議をされたと思っておりますから、その経緯及び結果について御説明をお願いいたしたいと思っております。

○足立政府委員 横山委員御主張の御説につきましては、ごもつもの点が多いのであります。本件は何分運輸省、地方自治庁その他関係の機関が多いのでございまして、政府部内におきまして十分に検討を遂げまして、御説のごとく減収となりまして地方自治体に対する補てん等の措置及び港湾発展のための予算的措置等につきましては、できるだけその目的を達しますように、今後政府といたしまして善処をいたしたいと考えております。

○横山委員 政務次官の御答弁は二点であります。第一点の減収となるべき地域は、外航船舶の固定資産税と内航船舶の固定資産税と二つに分けて、外航船舶の方はほとんどなくなるから、これをかりに了とするといたしまして、内航船舶の固定資産税による軽減三億五千七百万円についていかように措置をされるか、お伺いをいたしたいと思っております。

○鎌田説明員 内航船舶に対しましては固定資産税の軽減に伴いまして、ただいまおっしゃいます三億五千七百万円の減収を生ずるわけでありませんが、その市町村につきましては、個々の実情を十分に調査いたしまして、税収の激減を生ずる市町村につきましては、特別交付税をもつて経過的な措置をいたしたい、こういうふうに考えております。

○横山委員 市町村税課長さん、あなたは政務次官の御答弁のもとで行われるのでございまして、政務次官の御答弁のワケをはずさないように御答弁をしていただきたい。減収にならないように措置するおっしゃったのですが、あなたの答弁は、激減を生ずるところにはというのですが、これではいけません。少くとも三億五千七百万円は、地方自治体全体の収入からいえば少いのでありますけれども、受ける市町村にとっては、これはかなり多い金額であります。三億五千七百万円というものが、次官のおっしゃる通りに減収とならないよう措置をされるつもりであるかどうか、重ねてお伺いいたします。

○足立政府委員 私が先ほど政府の見解をまとめて御答弁申し上げました点と、ただいまの答弁との間の食い違いについて、重ねての御質問でございますから、誤解をなくしますために私から御答弁申し上げます。昨日の横山委員の御質問に対して、奥野税務部長からもただいまの答弁と同様の答弁が

ございました。その後の理事会等のお話し合いによりまして、政府側といたしましては一応まとめた所見として、ただいま私が御答弁申し上げたのでございしますが、従来の特別交付税の建前からいいますれば、ただいま市町村税課長が御答弁申し上げました通り、建前はさようになっておりますので、ただいまの段階におきまして横山委員から追及をされましたも、自治庁としては、公式通りの御答弁を申し上げる以外にないわけでございます。そこで私が今まとめて、今後善処したい、今後自治庁、運輸省、大蔵省その他が中心になりまして協議をいたしまして、御趣旨をなるべく生かすように善処いたしたいという答弁を申し上げておるわけでありまして、この段階におきましては、私が申し上げた答弁の趣旨で御了承を願いたいと存じております。

○横山委員 大へん率直でけっこうでございます。第一点については了承いたしました。第二点の港湾発展のために——何という答弁でしたか、予算措置をするように努力する、こういう点であります。私がその点についてかねてから申し上げておるのは、特別とん税十円をもらって、一応そろばん勘定はとんとんになるようではあるけれども、しかしこれら六十何港の港湾所在の市町村というものは、港湾発展のために非常にお金がかかる。従って、この際国税をふやさないと、その国税をふ

やす分、私はそれを一円削って四円は

やれと言つておつたわけでありませうけれども、百歩譲つても、国税は現状通りにして、特別とん税十円を原案は十四円、譲つて十三円くらいやつたらどうか、それは三、六、十八でありますから、せいぜい一億八千万円くらいのところである。国としては大したことはないが、開港所在地としては非常に大きなものであるから、これはできないものか、こう言つておるのです。それにお答えになるのに、何とか予算措置をすつとおっしゃいますが、この予算措置の中には、開港地が非常に主張をいたしております入港手数料等の問題もお含めになつてお考えがされるものであるかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○足立政府委員 横山委員の今までの御質問の御趣旨から、たゞいま御指摘のありましたような点が大きなものになつておるといふことにつきまして、私もよく承知をいたしておるわけでございますから、その前提に立つて今後の善処をお約束申し上げておるわけでありませう。果して法律的な措置が必要になるか、あるいは行政的措置でいけるかどうかといふような点につきましては、おまかせを願つて研究をさせていただきます。していただきたいと思ひます。

ではなかなかできないのであります。そこで、もしそれをやりますと、かなり強制的な措置をしなければなりません。ざりとて今減税時代に、新しく地方自治体で、税金ではございませぬが、手数料を強制的に取るということも非常に政治的な問題もあろうかと思ひます。そこで私が言ひますのは、国税を今何も上げないでもいいのだから、これを下げて、そして本来ならば特別とん税に回したいのだけれども、あなたの言うように、もし特別とん税に回すと開港所在地だけであつて、全部の港に適用しないからという意見があるならば、入港手数料に回す、こゝういふふうに三段論法になつてくるわけです。従つて、御検討なさるときには、かなり強制的でなければならぬといかないだらう、またそれをやる場合においては、国税のとん税を下げて、全般の均衡をとつて納得をしてもらふ、こゝういふふうにしなければならぬと思ひますが、御所見をお伺ひいたしたい。

○山下説明員 港灣法の第二十九条により、港灣管理者は港灣の維持運営に要する経費を自費自弁でまかなうという建前になつておるわけでありませう。その建前から申しますと、国が税をとつてそれを港灣の運営費として譲与するといふことはできないわけでありませう。従つて今お説のように、港灣管理者が荷揚げのための経費が足りないといふことであれば、これは入港料をとり得るといふことになつておるわけでありませうから、当然自主的に入港料をとつていくといふのが筋であります。しかし実際問題といたしまして、今お話しがありましたように、各

港におきましては、いろいろ船を誘致する関係等から入港料をとりにくいという実情にあることは、これも重々承知をいたしております。しかしながら、また一方法律でもつて入港料というものを強制徴収するところが果して妥当であるかどうかといふことは、やはり今の港灣法の建前からいふと慎重に検討してみなければならぬわけでありませう。その点につきましては、少し研究の時間をかしていただきたいと思ひます。なお、とん税があるために入港料がとりにくいという実情にあるかどうかといふことも、やはり現実の問題に即して研究してみたいと思つております。

○横山委員 なぜ私がかくまで申すか、一例を簡単に示してみたいと思ひますが、たとえば名古屋港の改修について申しますと、三十一年一月に樹立された計画によつて進められておるわけですが、資金計画で見ますと、総事業費は百七十六億円となつており、そのうち国費に期待する分は三十二億円余であり、十年計画だから、一カ年平均三億二千万円程度の国費の支出を仰がないとこの計画の予定通りの進捗はできないわけだが、現実には、公共事業費は三十一年度が九千六百万円、三十二年度が一億二千七百万円という状況であつて、実際問題としては予定通りはほとんどできない、こゝういふ状況であります。このことは単に名古屋港のみならず、全国の各港の実態であらうかと思ひます。従つて、今度のとん税及び特別とん税の問題にいたしましては、かくも私がこの問題で執拗に——とん税及び特別とん税だけで質疑する

情を考えますと、少くともこのような問題の中でも、政府の開港地及び港灣全体に対する思いやりといふものがなくてはならぬ。この間もさういふお話をいたしましたら、あなたの方では、まあこの問題は一億何千万円で解決すべきでなくて、それは根本的な問題でしようとおっしゃつた。確かにその通りです。その通りでなければ、こんならつぽけな問題でなら善意ある措置ができないで、どうして根本的な問題で予算措置ができればかと私は疑わざるを得ないのであります。従つて将来といわず、今日ただいまにおいて、政務次官のお答えになるような趣旨がもし政府部内に現存いたしておるといふたしするならば、この法案についてもすみやかに予算措置なり、立法措置なり、法律修正をすべきであらうと私は存するのであります。その点、政務次官の御意見を承りたいと思ひます。

○足立政府委員 事情につきましては、ただいままで税関部長の方からのお答え申し上げました通りでございます。従つて、法律の問題もからんでおると思つております。横山委員御指摘の御趣旨につきましては、十分お伺ひいたしましたので、その意を体してできるだけ善処いたします。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて両法律案に対する質疑は終了いたしました。

討論の通告がございますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 私は日本社会党を代表して、両法案に反対の意を表明するものであります。

先ほどいろいろと質疑の中で申し上げましたが、本来各開港地におきましては、入港手数料がとれることになつておるのであります。この入港手数料の歴史をさかのぼつてみれば、非常に古いものでございまして、明治三十一年十二月十六日、とん税法案が第十三回帝國議會に提出をされて、政府委員から説明があつて以来の問題であります。しかるところ、政府においてとん税の設定によりまして、現実問題としては、開港地においてこれが徴収できないような実情になりました。しかのみならず、開港地の、また港灣全体の非常な熱望にかかわらず、年々歳々この要望に相匹敵するような予算の増加が見られないうちに、日本のそれぞれの港においては、非常な窮乏と財政的な負担がかかつておるわけでありませう。こゝういふような実情の中で、今回とん税法案及び特別とん税法案が提出されて参りました。しかもこのとん税及び特別とん税法案が出て参りましたのは、それ自体に目的があつたのではございません。船舶の固定資産税を軽減をする、こゝういふ理由から出て参つたのであります。

○山本委員長 他に御質疑はございませんか。——なければ、両法律案に対する質疑はこれをもつて終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

しからば、船舶の固定資産税はいかなる理由によつて軽減をされるに至つたか。なるほど政府の答弁を聞きますと、外国と比較して低くから高くするといふのでありますが、実はその一枚裏をめぐつてみますと、造船の利子補給をここで打ち切るために、船舶会社の損失を補てんするといふところに真の遠因があるような気がいたすのであります。造船業が世間を震撼させまして以来、今なおなまなましい問題でありまして、国民の世論に押されて、三十一年度において三十一億円の利子補給を打ち切ることになつたのは慶賀すべきことではあるかと存じます。けれどもそれ自体の中にも問題があるのであります。十三次造船以降は打ち切るけれども、十二次造船以前の分については、きのう私が質問をいたしました通りに、利子補給はやることにはなつておる、船会社はもうことにはなつておる、けれども辞退を期待するといふのであります。一体辞退を期待するといふのはどういふことでありましよう。政府と船会社とが話し合つて「お前の方はもう遠慮してくれませんか。」「遠慮いたしませんか。」そのかわり何かくれますか。「何とかいたしませんか。」何かありませんか。「固定資産税でも負けてあげましようか。」こつちうやみ取引が裏面にあるような気がしてならないのであります。

私どもは、そういうようなことから始まつて固定資産税を軽減をし、固定資産税を軽減したから市町村に赤字が出る、赤字が出るから特別とん税を設定する、特別とん税を設定すれば、今度は開港地以外の港湾で、内航船舶の固定資産税の赤字が埋まらない、それ

をどうしたらいいかという問題にどうん発展して行くのであります。こつちう不明朗なこの法案に對しましては、私どもとしては、何としても承服することができません。百歩も千歩も譲つたといつたとしても、かりに固定資産税を軽減するための船会社に對して、新たにとん税及び特別とん税合計して十八円を取るとするならば、その中で、国税分のとん税五円を八円にしなければならぬといふ理由はないのであります。国税は来年度千九百億の自然増収が得られるのであります。以上二千数百億に上るといふときに、取る必要もないとん税を五円から八円にして、そうして特別とん税を十円に押えるといふことは、まことにそろばんは合ふようではありますけれども、それほど不合理な話はないと思つてあります。従つて、どんなに話を譲つて政府のお考えのベースに入つたといつたとしても、少くとも国税は現行通りでよろしい、私どもは現行よりも一円を減らして、そうして四円といふものを特別とん税の方へ回して、そうして開港地の市町村の財源に譲与するようになつて、強く主張をして参つたのであります。私どもは、まことにあさはかな政府のお考えであると思つて得ないものであります。私はここに最終的な討論をするに當つて、政務次官が、御趣旨はごもつともだから、一つその減取となる市町村については、何とぞ予算措置をしよう、また港湾発展のために努力をしておる各開港所在の市町村、その他の港の市町村についても、行政上あるいは立法上の措置を各関係機関と

相談して善処するといふふうな言葉に幾ばくかの期待を持つものであります。しかしながら翻つて考へてみますと、このようなことは、そもそも法案作成に當つて当然考へられるべきであり、その考へがこの法案の中にも盛り込まれたといつたならば、当然わが日本社会党が主張をいたしておりましたこの主張に近くすることが、その通りになることが当然であらうと思つてあります。従つて、私どもはこの法案に對しては反対をいたし、そうして少くともとん税は四円に、特別とん税は十四円として、そうして当面の措置をはかり、将来におきましては、さらに予算並びに立法上の措置を新たな角度をもつてとるべきだ、こつちう確信をいたしまして、この政府案に對して反対をいたすものであります。

○山本委員長 以上をもちまして討論は終局をいたしました。
これより採決に入ります。両法律案を一括して採決いたします。両法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○山本委員長 起立多数。よつて両法律案は原案の通り可決いたしました。
○山本委員長 次に、特定多目的ダム建設工事特別会計法を議題といたします。お諮りを申し上げます。本法律案につきましましては、他に質疑もないようでありますから、これにて質疑を終了し、討論の通告もございませんので、討論を省略して直ちに採決に入るに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これを採決をいたします。お諮りをいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決をいたしました。
この際お諮りを申し上げますが、ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出手續等につきましましては、先例によつて委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 次に税制に関する件について、春日委員より発言を求められておりますので、この際これを許し、なお春日君に前もつて申し上げますが、ただいま出席の大臣は、自治庁長官田中伊三三君、なお他の中村梅吉大臣、神田博大臣は逐次入つてくると存じますので、その旨御了承の上、質疑を願ひたいと存じます。春日一幸君。
○春日委員 まず委員長にお願ひをいたしたいことがあります。私がただいまからお伺いをしなければならぬ案件は、実は三大臣に對してもひとしく同様の内容に属する事柄であります。従ひまして、一人々々の大臣に對して三回これを繰り返すか、あるいは三大臣がこゝへおそろひになりましてから一括して質問をいたしますか、これはいかがいたしたましようか。私の希望をいたしましては、自治庁長官は、地方道路税に関係いたしました特に関係

の深い大臣でありますから、別個に切り離してもさしつかえないのでありますけれども、しかしながら三大臣に對する責任をたざんとする立場におきまして、ことごとく同様の内容に属する事柄を三回繰り返して行つて行くことについては、いかがお考えになりますか。あるいは三大臣がこゝにおそろひを願ひますれば望ましいと考へますが、委員長においてそのようにお取り計らいを願ひたいと存じます。
○山本委員長 春日君のお説もつともです。先ほど理事会でも、三大臣に對する春日委員の御質問の内容も理事諸君の方はよくおわかりだと存じます。従つて、お説のようにみな内容は同じものであります。だから私どもとしては、できる限りやはり三大臣にそろつてもらつて、そこで質疑をしていただくことが一番好ましいと考へておりますが、御承知のように、参議院はただいま予算委員会の分科会を開いておられます、それぞれ大臣が差しつかえがある様子です。しかし、こちらから質疑があることはたびたび通告もいたしておられますし、出席を促しております。今報告によりますと、順次出席をする、こつちう次第でもございまして、この際審議を進める關係上、まず自治庁長官に對して質疑を行なつていただければ幸いだと存じますが、いかがでしよう。

○春日委員 これはやはり同じ問題でありますから、特に自治庁長官については、地方行政の主管大臣として、その政治責任を明確にしていただいた後において質問をするのでなければ論議が明確になりません。従ひまして、理事会においても三大臣おそろひ願ひ

任が追及されなければならぬと考えるのであります。少くとも自治庁長官と足立政務次官は、自署捺印されておる立場におきまして、問題は明確であらうと考へるのであります。この際所管大蔵省の政務次官であります足立君の御見解は、いかがでございますか、御答弁を願います。

○足立政府委員 一般的には、春日委員のお説のごとく、われわれはやはり政治責任を感じなければならぬし、また政治的な行動につきましては、お説のような注意をしなければならぬことは申すまでもございません、しかしながら、先ほど来三大臣からも事情の御説明のありました通り、これにはタ イミングのズレがあるわけでありま す。同時にまた、当時は法律案として 政府が案をきめておったわけではない のでございます、いわゆる情勢観測 から、一万円あるいはそれ以上の値上 げがあるのじゃないかという声におび えて、業者が運動を展開した。私も も、さような経済界あるいは運送界に 大きな波紋を起すような引き上げは、 何と考へても現在とるべきではないと いう考へ方を持つておったわけござ いますので、そのときの情勢において も、署名捺印については、議員として それだから今日直ちに責任をとれとい われることは、私は筋違いだと思ひわ けてあります、今日の段階において 私どもが同じような行動をとって おるといふならば、これは責任を追及 されてもやむを得ないと思ひますが、 タイミングのズレにつきまして、ある いは当時の情勢の違つておつたこと、 またその後の変化というよりな点をよ く勘案をして御判断をいただかなけれ

ばならない。一般的には、御注意の点 は私どもも十分けん服願いたしました とい考へておるわけでありませう。 ○春日委員 これは、はなはだけしか らぬ御答弁であると思へます。と申し ますのは、揮発油増徴反対実行委員 会の趣旨なるものは、五千三百円と か、あるいは六千円ならば了承でき るとかんとかいふものではない。これ は徹底的に、揮発油増徴には断固と して反対するといふ趣旨のものであり ます。これに対して、われわれは賛成 であるから、よつてこれに署名する、 こういふことで、明確に署名捺印がさ れておるのであります。客観情勢がそ の後において推移したなどと言われ ておられますけれども、一体どこに客観 情勢の推移がありますか、この輸送の関 係におきまして、あるいはその他、こ れに關係をいたします事業者の中にお きまして、その後において、いよ によその事業の運営といふものは弊之 を告げておるけれども、情勢が好転す るとか、あるいはいろいろような増徴 を意図するよう大きな変動は、何ら 見受けられません。すなわち、昨年の 十一月と本日と、どこが違いますか。 昨年の十一月においては絶対反対であ るとあなた方が署名しておいて、し かもそれが実行委員会の趣旨、すなわ ち要約するならば、揮発油増徴絶対 反対、これに対して明確にあなた方は 署名しているのです。さういふ立場 で、今五千三百円ならいんだという のは、遁辭にすぎない。政治家といふ ものは、いいことはいい、悪いことは 悪いと簡明直截に、やはり責任をとる の態度でなければ、一体政治道徳はど こにおいてつなぎとめることができま

すか。政治家がたためな行動をし て、その言動に対して全然責任をとらぬといふようなことであつたならば、 議院内閣といふものの権威は崩壊して しまふ。この点について、中村法務大 臣、何と考へますか。あなたは当時に おきます国会対策委員長ともいたしま して、この問題については、かたがた 一貫せる責任をお持ちになつておると 考へます。御答弁を願います。

○中村國務大臣 できるだけ矛盾を起 さないような注意を払うということに つきましては、われわれも将来とも十 分注意をすべきであると思ひます。た だししかしながら、先刻御指摘になりま したように、委員会における賛否の態 度と本会議における賛否の態度とが異 なつた場合は、よほど趣きが違つて おるといふことを御了承願つておきた いと思ひます。

次に、当該業者の方々がどう考へて おるか、私どもわかりませんが、しか しながら、われわれ政治を取り扱ひも のといたしましては、あまりに大幅の 増徴等を——事務当局案として当時流 れました時代でありますから、これを 阻止するために、それにやはりある程 度の加勢をいたしまして、それが適當 の段階で調節をされ、たとえば道路の 整備であるとか、あるいは他の施策と の均衡をはかりまして、適當のところ で調節をするといふのが、われわれ政 治に關与するもの立場でなければなら ないと思ひます。私から差し出がま しく申し上げるまでもなく、お互い議 員の立場といたしましては、結論とし ては、手ごころのところで妥協をし、あ るいは調整をすべきであると思ひま しても、出だしは相當強度に當らなけれ

ば、その調整の目的すら果し得ない場 合がしばしばございませうので、出方と しては、最初の出發はそのくらいから 出ていく必要の場合も往々ございませう から、私どももいたしましては、當 時、なるほど国会対策委員長の立場で はございませうが、大体さういふよう な将来を考へまして、先ほど申し上げ ましたようなことになりました次第で ございませう。しかしながら党といたし ましては、議員立法として議案を提案 いたしますとか、その他、党として統 一行動をとるべき案件につきまして は、すべて党の教人の中心になつてお ります役員同意がなければ、意見 が一致しなければサインしないこと になつておられますから、いよいよそれ が国会の議題になるというよりな場合 には、もちろん党内調整をいたしまし て、一貫した行動をとらなければならぬと思ひますが、先ほど話が出ました ように、タイミングの問題もございま すし、いろいろさういふような事情を 勘案いたしました、この点は御了承を お願ひ申し上げたいと思ひます。

○春日委員 今法務大臣は、委員会に おける態度と本会議における態度とが 違つておつたような場合は政治的責任 を問ふべきであらうが、さういふよ うな場合は、それに該當しないといふ ことを申されております。私は、形式 的にはあるいはさういふ事柄も言ひ得 るかもしれないと思ひますけれども、 しかしながら、実質的には、さういふ ような根性を持つてこの問題を糊塗す ることはできないと思ひます。と申し ますのは、少くともこの揮発油増徴に 關係を有する国民のあらゆる機関 が、この反対のために、さういふ増徴

案を阻止することのために、実行委員 会を機関として決定しておるので、 これは、すなわち民主的な手続をもつ て、さうしてあらゆる団体が結合した 国民的總連合の、ある意味において半 ば公的な性格を持つておる唯一の反対 運動の団体——唯一とは申しません が、集約されたところの代表的な団体 であらうと思ひます。私はその公的な 性質において、委員会とかその他とい うような法律的な裏づけがあらうとな かつても變るところがないと考へる。こ ろい意味において、さういふ公的な 機関に対して、あなた方が少くとも反 対であると言つたからには、これは後 刻この法律案審議に當りまして、さら に問題が明確に抽出されては參るであ りましようけれども、その反対の理由 があるんです、さうしてその反対の理 由といふものは、今日までまだござい つも除去されてない、さういふ状態 において、あなた方が反対されたから には、議員であるならば、少くとも政 治家的信条とその権威において、自分 と相反するところの党議が決定したな らば、時と場合には党議を離脱して自 分の立場を明確にする、国民の前に、 選挙民の前に、自分がその責任を負わ なくて一体何としますか、議員の場合 においてはさうです。さうして閣議の 場合においては、そのような閣議決定 に対しては断じて反対だ、賛成するこ とはできないのだという政治家の良心 に基くならば、これまた國務大臣たる の辞表を提出して、その政治家の名著 の責任を重んずるの態度を行動をもつ て示すにあらざれば、どうしてこの議

会の権威というものが保たれましようか。参議院における小川友三君に対する懲罰の決定を私は最も重視して、そらわなければ、議会の権威を失墜すると思ふ。この点に対して、神田大臣、今あなたは何か私語をもつて応酬されておりましたが、一体どういうお考えでそういうような態度をもつて臨んでおられるのか、明確にあなたの考えをおられるところをお述べ願いたいと思ふ。

〔平岡委員長代理退席、委員長着席〕

○神田国務大臣 私の場合は少し事情が違つておりまして、私が承知をしておらなかったという事を申し上げておるわけでございます。ただいま春日先生のいろいろ申し述べられました御所見については、大いにこれはお聞きいたしておるわけでございまして、田中長官におきまして、これはどうもまずかつたというような遺憾のことを述べておられるようでございまして。これは中村法務大臣からも、いろいろ政治家の幅のあることも御考慮願いたい、こういうふうななかなか良識に富んだ御答弁もあつたわけでございまして。私といたしましても、両大臣の御答弁と同じ考えを持つてゐる次第でございます。

○春日委員 私は、この法律案が国民生活に重大なる関係を有する、かかるガソリン税の値上げというものが物価高を来たすという事について、ただ単に関連業者のみならず、全国民の生活に重大なる関係を有する法律案なればこそ、この問題に対するこういう署名事件というものは、私は相当重く政治

的責任が追及されなければならぬ、こういう工合に考えておるものであります。なるほど武士の情ということもあるけれども、それを道徳的責任にとどめるか、あるいは政治的責任にまでこれを問責せなければならぬか、これはこの法律案の内容が重いか、軽いかに正比例すると私は考えます。こういうような意味合いにおきまして、ガソリン税の増徴法案こそは、ただいま申し上げましたように、輸送に關係するものであり、それから来るところの物価高、こういう重大な関係を有する事柄でありますので、ただいま三大臣からわずかに遺憾の意を表されただけでこれを了とすべき筋合いのものではないと思ふ。それにしてもあまりに問題が大き過ぎる。従ひまして、私は、この際この取扱いをどうするかという問題は、本委員会におきましても重大な問題であらうと考えますので、私ども三大臣の責任を道徳的非難にとどめ、注意を喚起するにとどめるか、あるいはさらに小川友三君の前例にならつて、政治的責任をとる形にするか。あるいはこの取扱いについては、問題の重大性にかんがみまして、暫時休憩の上、理事会において事後の取扱いについて慎重御決定の上で、本院の態度を明らかにされたい、かくのごとくに考えますので、一つ委員長にそのようにお取り計らいあらんことを強く要望いたします。いかがでありますか。

○井上委員 関連して、私は一言質問申し上げたいのです。承わりますと、この揮発油税の増徴に關して反対の署名をされたのは、石橋内閣が組閣以前だということでありませうけれども、石橋内閣は、自民党を土台にしてきて

おるし、またその自民党の衆議院議員を中心として組閣をされております。従つて自民党の政策、自民党議員の考え方というものが内閣の政策に現われてくるのは当然であります。そして自分が閣僚という重要な地位につき、政府委員という重要な地位につき、またこの法案を審議します大蔵委員の地位についたという方々は、少くとも自分がそういうものに署名してあるという事は、おそろく忘れてないと思ふ。忘れておらなければ、これは自分の意思と相反することになるのでありますから、当然署名をいたしました団体に対して、あるいは署名をした署名簿に対して、私の意思と違つたことになつてきたから、あれは取り消すなら取り消す、撤回するなら撤回するという政治的責任を明らかにしておく必要があると思ひます。そうでないと、たとえそこに足立大蔵政務次官がすわつておりますが、足立君も署名しているのです。これは突にもつてのほかです。国会を侮蔑するものはなほだしいです。そこにおける政府の閣僚及び政府委員のままで行かれるならともかく、かなり与党側は政府原案を修正してきて、最初政府のガソリン税の増徴はたしかに一キロリッター当り八千円という原案であつたものが、業界の反対やこれが六千五百円に下つた。それをまた今度千円方切り下げるといふ修正案が出されてきておる。こうなつてきますと、全くこの法案を取り扱う大蔵委員会として、非常に困難な政治的配慮を加えていかなければならぬ。ですから、その際にあなた方は、この署名し

たものに対して責任をお感じになるならば、この署名をそのままにしておいて相済みませんでしたということではいけません。だから、一応それは撤回するなら撤回するという態度に出るということにしておきまさんと、これは参議院に回つていくことになりましよう。事はなかなかやつかないことになる。それからまた、事実上本委員会の与党議員の中にも、賛成署名をしておつて、この法案の採決をこれからやることになると思ふが、この修正案に賛成ということになると、とても国民から指弾を受けることになりはせぬかと思ふ。従つて、国会議員、しかも大蔵委員として重要なわが国の経済、国民生活に關係のある税制を審議しておりますから、国民の前にもう少し政治家として明確な立場をやはり明らかにした上で、これは当然正常な審議の方法に引き戻すことが、大蔵委員会の権威の上からも重要でないかと思ひますから、署名を取り消すか取り消さないか、取り消さない人は、遺憾ながら、大蔵政務次官は大蔵政務次官として、私ども本委員会に出席を拒否します。同時にまた委員の方も、それぞれ与党側にわれわれは話をいたしましたし、さような人が委員としてここへ出席することを拒否します。これは当然であります。そういうことがとられま

すまで、暫時休憩を要求いたします。

○山本委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

〔休憩後は開会するに至らなかつた〕

〔参照〕
とん税法案(内閣提出)に關する報告書
特別とん税法案(内閣提出)に關する報告書
特定多目的ダム建設工事特別会計法案(内閣提出)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月一日印刷

昭和三十三年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局